

○駿東地区交通災害共済組合交通災害共済条例施行規則

制定	平成 6 年 9 月 8 日	規則第 1 号
改正	平成 9 年 2 月 20 日	規則第 1 号
	平成 9 年 12 月 1 日	規則第 2 号
	平成 12 年 2 月 28 日	規則第 1 号
	平成 15 年 12 月 8 日	規則第 1 号
	平成 24 年 1 月 24 日	規則第 1 号
	平成 24 年 7 月 2 日	規則第 2 号
	平成 29 年 3 月 27 日	規則第 1 号
	平成 29 年 11 月 16 日	規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、駿東地区交通災害共済組合交通災害共済条例（平成 6 年駿東地区交通災害共済組合条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(加入手続)

第 2 条 交通災害共済に加入しようとする者は、駿東地区交通災害共済組合加入申込書（様式第 1 号。以下「加入申込書」という。）に必要な事項を記入し、会費を添えて、その者に係る住民基本台帳を備え付けている市町（以下「関係市町」という。）又は関係市町が指定する金融機関へ提出しなければならない。

2 前項の申込みを受けた関係市町又は関係市町が指定する金融機関は、加入申込書を提出した者（以下「会員」という。）に会員証（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 関係市町は、会員名簿及び会員数を組管理者へ報告するとともに該会員の会費を納付しなければならない。

(加入の取りまとめ)

第 3 条 関係市町は、前条第 1 項に規定する加入の取りまとめを各自治会の長及び福祉施設・会社等の寮の管理者（以下「自治会等」という。）に依頼することができる。

2 前項の規定により自治会等に依頼した関係市町は、その旨を組管理者に報告し、組管理者は、当該自治会等に予算の範囲内で事務費を交付するものとする。

(共済見舞金の請求)

第 4 条 会員又はその遺族が条例第 7 条第 1 項の規定による共済見舞金を請求しようとするときは、会員証を提示するとともに共済見舞金請求書（様式第 3 号）に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 自動車安全運転センター、当該交通機関を所管する官公署又は当該交通機関の運行事業者の発行する交通事故証明書

(2) 組合が指定する診断書（様式第 4 号）又はこれに準ずる診断書

(3) その他会員が死亡の場合は、組管理者が必要と認める書類

2 条例別表第 1 の 2 等級から 9 等級に該当する傷害については、前項第 1 号に規定する交通事故証明書に代えて、組合の指定する交通事故証明書（様式第 5 号）によることができる。この場合において、共済見舞金の支給は半額とする。

- 3 第 1 項第 1 号の自動車安全運転センター発行の交通事故証明書に傷害を受けた同乗者が記載されていない場合は、運転者が前項の組合指定証明書により同乗していたことを証明し、第 1 条の共済見舞金請求書に添付しなければならない。この場合の共済見舞金の支給は、当該等級の全額とする。
- 4 条例第 7 条第 3 項の規定による共済見舞金を請求しようとするときは、前 3 項の例による。
- 5 第 1 項及び前項の共済見舞金請求書は、請求者が関係市町に提出し、関係市町は、その内容を確認して共済見舞金の等級等を記入し、当該共済見舞金請求書に見舞金支払依頼書（様式第 6 号）を添付して、組合管理者へ送付するものとする。

（共済見舞金の支給）

第 5 条 組合管理者は、前条に規定する共済見舞金の請求があったときは、次に掲げる事項を審査し、支給すること及び等級が適当であると認めたときは、関係市町及び請求者へ見舞金支払決定通知書（様式第 7 号）を送付し、速やかに共済見舞金を請求者へ支給しなければならない。

- (1) 共済見舞金請求書の記載事項に不備がないこと。
 - (2) 共済見舞金請求書に前条第 1 項に掲げる書類が添付されていること。
 - (3) 請求ができる期間内にされたものであること。
 - (4) 請求者が条例第 7 条第 1 項又は第 8 条に規定する者であること。
- 2 前項に規定する共済見舞金の支給期間は、共済見舞金請求書が関係市町へ提出されてから遅くとも 60 日以内とする。ただし、請求に不備があった場合は、改めて関係市町へ提出された日から 60 日以内とする。
 - 3 第 1 項の場合において、当該請求の内容が条例第 9 条第 2 項に該当し、共済見舞金の支給を制限する必要があると認めるときは、審査委員会に諮るものとする。この場合において、共済見舞金を制限することとなったときは、請求者にその理由を明らかにしなければならない。

（遺児見舞金の請求）

第 6 条 条例第 11 条に規定する遺児見舞金を請求しようとするときは、交通遺児見舞金請求書（様式第 8 号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して関係市町に提出しなければならない。

- (1) 第 4 条第 1 項第 1 号の交通事故証明書
 - (2) 死体検案書又は死亡診断書
 - (3) 戸籍謄本
 - (4) その他組合管理者が必要と認める書類
- 2 関係市町は、前項の書類を確認し、当該交通遺児見舞金請求書に見舞金支払依頼書（様式第 6 号）を添付して、組合管理者へ送付するものとする。
 - 3 第 1 項の規定による遺児見舞金の請求をすることができる者は、遺児と生計を一にしている親権者又は組合管理者が認める保護者とする。

（遺児見舞金の支給）

第 7 条 組合管理者は、前条に規定する遺児見舞金の請求があったときは、次に掲げる事項を審査し、支給することが適当であると認めたときは、関係市町及び請求者へ見舞金支払決定通知書（様式第 7 号）を送付し、速やかに遺児見舞金を請求者へ支給しなければならない。

- (1) 交通遺児見舞金請求書の記載内容に不備がないこと。
 - (2) 交通遺児見舞金請求書に前条第 1 項に掲げる書類が添付されていること。
 - (3) 請求ができる期間内にされたものであること。
 - (4) 請求者が前条第 3 項に規定する者であること。
- 2 前項に規定する遺児見舞金の支給期間は、交通遺児見舞金請求書が関係市町へ提出されてから遅くとも 60 日以内とする。ただし、請求に不備があった場合は、改めて関係市町へ提出された日から 60 日以内とする。

(審査委員会)

第 8 条 条例第 13 条に規定する審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、組合管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
(駿東地区交通災害共済組合交通災害共済条例施行規則の廃止)
- 2 駿東地区交通災害共済組合交通災害共済条例施行規則（昭和 42 年駿東地区交通災害共済組合規則第 1 号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則施行の際、旧規則の規定によりなされた交通災害共済に関する決定その他の手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日以降の交通災害の発生について適用し、同日前の交通災害の発生に係る請求については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日以後の交通災害の発生について適用し、同日前の交通災害の発生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則施行の際、現に改正前の規定によりなされた交通災害共済に関する手続は、改正後の規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則施行の際、現に改正前の規定に基づいて作成された様式は、当分の間調整して使用できる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の駿東地区交通災害共済組合交通災害共済条例施行規則の規定は、施行日以後の交通災害の発生に係る共済見舞金及び交通遺児見舞金の支給について適用し、改正前の交通災害の発生に係る共済見舞金及び交通遺児年金の支給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行前になされた請求については、改正後の駿東地区交通災害共済組合交通災害共済条例施行規則の相当規定に基づくものとみなす。

附 則

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日（平成 29 年 3 月 27 日）から施行する。

附 則

この規則は、公布の日（平成 29 年 11 月 16 日）から施行する。

様式第 1 号及び様式第 2 号（第 2 条関係）

関係市町指定のもの

共済見舞金請求書

No _____

事故発生日時		年 月 日		決 定 欄						
		午前・午後		時 分		組 合		関係市町		
事故発生場所				管理者	事務長	係	課長	係		
受 傷 者	住 所			口 等級						
	氏 名									
	会員証 No.									
入院日数				見舞金額	¥.					
通院日数				添付書類料	¥.					
上記により見舞金を請求いたします。				支給額	¥.					
		年 月 日		見舞金の振込先						
住 所		氏 名		電話番号 () -		銀行				
						金庫		支店		
受傷者との続柄 駿東地区交通災害共済組合 様						普通 ・ 当座 ・ その他 ()				
						口座番号				
右記の口座に見舞金を振込むことを承諾します。 年 月 日		住 所		氏 名		フリガナ				
						名義人				
						振込日		年 月 日		

※添付書類

- 1 交通事故証明書
- 2 診断書 ※入院日・通院日が確認できるもの（原本・写し）
以下の3・4は、死亡見舞金の場合のみ必要となります。
- 3 死亡診断書又は死体検案書
- 4 戸籍謄本

診 断 書

傷病者名	住 所	
	氏 名	(男・女)
	明治 ・ 大正	年 月 日
	昭和 ・ 平成	(歳)
受傷日		受傷の原因
傷病名及び態様		
入院期間	日間	自 年 月 日
		至 年 月 日
通院期間	日間	自 年 月 日
		至 年 月 日
		年 月 日
		治 癒
		継 続
		中 止
		転 医
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日
は り：きゅう：あん摩マッサージ指圧 ※必要な施術に○をつけ、下記の内容についてご記入ください。		
施術の部位	期	年 月 日 から
	間	年 月 日 まで

上記のとおり診断いたします。

年 月 日

所在地
名称
医師氏名

交通事故証明書

駿東地区交通災害共済組合管理者 様

当事者	甲	住所											車両番号
		氏名	(年齢)										運 転・同 乗 歩 行・その他
	乙	住所											車両番号
		氏名	(年齢)										運 転・同 乗 歩 行・その他
発生年月日時		午前 年 月 日 時 分 ころ 午後											
発生場所													
事故類型		1	車両相互			車両単独				10	11	12	
		人 対 車 両	2 衝 突	3 接 触	4 追 突	5 そ の 他	6 転 倒	7 道 路 外 逸 脱	8 衝 突	9 そ の 他	踏 切	類 型 不 明	そ の 他
事故の状況													
上記のとおり相違ないことを証明します。 駿東地区交通災害共済組合管理者 様 年 月 日													
住 所			氏 名			㊞	生年月日		電話番号				

※ 証明者は原則として2名とする。ただし、規則第4条第3項の場合はこの限りではない。

見舞金支払依頼書

共済見舞金額		¥.						請求書 NO.	~
等級	口数	件数(件)			金額(円)				備考
		全額	半額	計	全額	半額	添付書類料	計	
1等級	2口								
	1口								
2等級	2口								
	1口								
3等級	2口								
	1口								
4等級	2口								
	1口								
5等級	2口								
	1口								
6等級	2口								
	1口								
7等級	2口								
	1口								
8等級	2口								
	1口								
9等級	2口								
	1口								
計	2口								
	1口								
交通遺児見舞金						¥.			
遺児の数(人)		金額(円)			請求書 NO.	備考			
年 月 日 市町名 担当課長									

様式第7号（第5条・第7条関係）
（請求者用）

口座振替通知書

駿東地区交通災害共済の共済見舞金を下記口座に送金しましたので通知いたします。

駿東地区交通災害共済組合管理者

記

振込日		金額	円
受取人口座名	預金 NO.		
備考			

交通遺児見舞金請求書

No.

管理者	会計管理者	事務長	係	科目 扶助費	関係市町	
					課長	係
				2款1項1目20節		
請求金額		円		振込先	銀行 金庫 農協	支店
					普通・当座・その他() NO.	
					(フリガナ)	
					口座名義人	

記

死亡者		事故内容	
住所		発生日時	
氏名		発生場所	
生年月日			
会員証 No.		死亡日時	

遺児氏名	生年月日	住所	金額 (円)
合 計			

- ※添付書類
- 1 交通事故証明書
 - 2 死体検案書
又は死亡診断書
 - 3 戸籍謄本

上記のとおり交通遺児見舞金を請求します。

年 月 日

保護者 住所
氏名

(印)

駿東地区交通災害共済組合
管理者

様